



Daiwa Living®

大和ハウスグループ

Daiwa Living COMPANIES

液石法改正に関する取組状況について

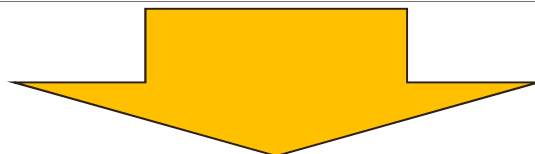
『LPガスの商慣行是正に向けた制度見直しを受けて』

※2024年6月14日：大和リビング本社に来社され『改正省令』についてご依頼を頂戴しました。

国土交通省 不動産・建設経済局
資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

LPガスの商慣行是正に向けた制度見直しの周知について

- ①「過大な営業行為の制限」(2024年7月2日施行)
- ②「LPガス料金等の情報提供」(2024年7月2日施行)
- ③「三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)」(2025年4月2日施行)



※2024年6月19日：社内通達発信：『LPガスの商慣行是正に関する法改正への対応の件(指示)』

※2024年7月：主要事業者様にオーナー様との既存契約(無償貸与・フリーメンテ)の取り扱いについてヒアリング

※2024年8月26日～27日：改正ガイドラインについて社内向けWEB説明会を実施

※2025年1月：事業者様に設備費用の外出し表示についてヒアリング(既入居者の3部目はいくらか?)

管理会社としての対応を通達やWEB説明会を通じ全社員に周知いたしました。

(1) 過大な営業行為の支援・協力の禁止 (2024年7月2日施行)

法改正前であっても、正常な商慣習を超えたLPガス事業者による営業活動への支援・協力は行わないこと。

※「正常な商慣習を超えた利用供与」については今後行政よりガイドライン等で具体例が示される予定。

(2) LPガス料金等の情報提供 (2024年7月2日施行)

LPガス事業者から料金表等の情報を取得した場合は、入居希望者様に対し、ご契約前に当該資料を提供すること。

当該情報の取得がない場合は、入居希望者様に対し、LPガス事業者に直接要請を行うことによりLPガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を案内すること。

(3) 三部料金制の徹底に関する内容の把握 (2025年4月2日施行)

三部料金制の徹底はLPガス事業者に課される義務ではあるが、管理会社として、三部料金制の内容は把握しておくこと。

※基本料金、従量料金、設備料金の三部料金制

※新規契約はLPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止

※賃貸住宅向けLPガス料金については消費設備費用についても計上禁止

大和リビングLPガスパートナー事業のご紹介(事業者様と業務委託契約)

オーナー様、LPG事業者様、大和リビングの三位一体の取り組みにより、ご入居者サービスの向上、賃貸住宅経営の安定、各社の発展を実現いたします。

LPG事業者と管理会社の業務融通

LPG料金の低減、透明化

石油情報センターが公表する
一般小売価格を下回る設定に

都市ガス物件に対する競争力をつける

安定的な高入居率を維持する。

※LPガス供給に付帯する日常業務の支援(問い合わせ受付又は取次業務等)

※施行前に締結した無償貸与契約、フリーメンテ契約の早期見直し支援

※支払いの集約←賃料とガス料金を大和リビングが集金(要ガス契約者の承諾)

※供給戸数拡大の支援(新築、既存切替)

オーナー様

『入居者様ファースト!』

LPG事業者様 大和リビング



Daiwa Living®

大和ハウスグループ

Daiwa Living COMPANIES

ありがとうございました。

www.daiwaliving.co.jp